

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主、顧客、従業員をはじめとする利害関係者に対して、経営責任と説明責任の明確化を図り、企業価値の最大化によるメリットを提供するため、経営と業務執行における透明性の確保並びに法令遵守の徹底を進め、同時に、効率的な経営の推進を行うこととしております。このような取組みを進めていく中で、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードの基本原則について、全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
柳橋 仁機	3,403,440	29.55
合同会社RSIファンド1号	2,460,000	21.36
株式会社日本カストディ銀行(証券投資信託口)	652,200	5.66
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	483,100	4.19
GOLDMAN, SACHS & CO. REG (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	406,908	3.53
佐藤 寛之	357,000	3.10
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON TREATY ACCOUNT 15.315 PC T (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	346,800	3.01
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505303 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	301,500	2.62
株式会社アスパイア	238,300	2.07
INTERACTIVE BROKERS LLC (常任代理人 インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社)	222,000	1.93

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

2017年3月に、合同会社RSIファンド1号が当社の株式を取得したことにより、同ファンドおよび株式会社リクルートを通じて、株式会社リクルートホールディングスの持分法適用会社となっております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 グロース
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
小林 傑	他の会社の出身者												
山田 啓之	税理士												
崔 真淑	他の会社の出身者												
生田 美弥子	弁護士												

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小林 傑				<p>人材コンサルティング分野における企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識により、当社の経営全般に関する助言が期待でき、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うにふさわしいと判断し、その知識や経験等を活かし、経営者の視点から、経営の監督、チェック機能等の向上に貢献していただくことを期待し、選任しております。</p> <p>また、同氏と当社との間に特別な利害関係は存在しておらず、東京証券取引所の定める独立性基準に照らして一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。</p>
山田 啓之				<p>税理士及び企業経営者としての業務経験を通じ、財務及び会計に関する豊富な知識と経験を有しており、その知識経験に基づき、財務及び会計の専門職の視点から、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた経営の適切な監督及び経営の健全性確保に貢献していただくことを期待し、選任しております。</p> <p>また、同氏と当社との間に特別な利害関係は存在しておらず、東京証券取引所の定める独立性基準に照らして一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。</p>
崔 真淑				<p>コーポレートガバナンス及びコーポレートファイナンスに関する専門的な見識により、当社の経営全般に関する助言が期待でき、経営に対する実効性の高い監督及び監査を行うにふさわしく、また、経済・資本市場分析や金融リテラシーに関する研究活動を通して培われた経験を活かし、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた経営の適切な監督及び経営の健全性確保に貢献していただくことを期待し、選任しております。</p> <p>また、同氏と当社との間に特別な利害関係は存在しておらず、東京証券取引所の定める独立性基準に照らして一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。</p>
生田 美弥子				<p>日本、米国ニューヨーク州及びフランスにおける弁護士資格を有しており、企業法務に関する豊富な知識と経験に基づき、国内外の個人情報保護法分野における専門性を活かし、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた経営の適切な監督及び経営の健全性確保に貢献していただくことを期待し、選任しております。</p> <p>また、同氏と当社との間に特別な利害関係は存在しておらず、東京証券取引所の定める独立性基準に照らして一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。</p>

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の実効性を高めるために、監査等委員会の職務を補助する機関として、業務執行者から独立した監査等委員会事務局部門を設置し、監査等委員会の職務を補助すべき使用人(監査等委員補助者)として、監査等委員会の同意を得た上で、適切な人材を選任しています。監査等委員補助者は、業務執行者から独立して、監査等委員会の指示・命令に従った会議等への出席を含む情報収集及び調査権限を有するものとし、当該調査等結果を監査等委員会に報告しています。監査等委員補助者の選任、解任、人事異動及び賃金等の改定については、監査等委員会の同意を得るものとし、監査等委員でない取締役からの独立性を確保しています。監査等委員補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないものとしています。監査等委員補助者は、監査等委員会の指揮命令下で監査等委員補助に係る業務を行うものとし、当該業務については、監査等委員でない取締役及び他の使用人からの指揮命令を受けないものとしています。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、内部監査室と定期的な連絡会を実施し、それぞれの監査状況や内部監査の進め方等について双方向的な情報交換を実施しております。また、監査等委員会は、内部監査担当者、会計監査人と四半期に1回、三者連絡会を開催し、情報交換を行うことで相互連携を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

当社の社外取締役(監査等委員であるものを含む。)が独立性を有すると判断するためには、以下のいずれの項目にも該当しないことを要件としています。

1. 当社の業務執行者(注1)又は過去10年以内に当社の業務執行者であった者
2. 当社の主要株主(総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に有している者)又は当該主要株主が法人である場合は当該法人の業務執行者、及び過去5年間に於いてこれらに該当していた者
3. 当社を主要な取引先とする者(注2)又はその業務執行者
4. 当社の主要な取引先である者(注3)又はその業務執行者
5. 当社から一定額(注4)を超える寄付又は助成を受けている者(当該寄付又は助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者)
6. 現在又は過去3年間に於いて、当社の会計監査人であった監査法人の社員、パートナー又は従業員である者(現在退職又は退所している者を含む)
7. 上記6に該当しない者であって、当社から役員報酬以外に、一定額(注4)を超える金銭その他の財産上の利益を受けているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産上の利益を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者)
8. 上記1から7に該当する者が重要な者(注5)である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の親族

- (注)1.「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに相当する者、及び使用人をいう。
- 2.「当社を主要な取引先とする者」とは、「過去3事業年度におけるその者(又は会社)の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社から受けた者(又は会社)」をいう。
- 3.「当社の主要な取引先である者」とは、「過去3事業年度における当社の年間売上高の2%以上の支払いを当社に行っている者(又は会社)、直近事業年度末における当社の総資産の2%以上の額を当社に融資している者(又は会社)」をいう。
- 4.「一定額」とは、「過去3事業年度における支払金額が年間平均1,000万円(当該財産上の利益を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の直近事業年度における総収入額の2%を超える金銭その他の財産上の利益。)」をいう。
- 5.「重要な者」とは、取締役(社外取締役を除く。)、執行役、監査役(社外監査役を除く。)、執行役員及び本部長職以上の上級管理職にある使用人をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

2022年6月22日開催の第14期定時株主総会において、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とし、譲渡制限付株式報酬制度の導入を決定いたしました。本制度により、譲渡制限付株式付与のために発行又は処分する当社の普通株式の総数及び総額は、年額50,000千円以内、年20千株以内と決議いただいております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社では、業績向上と企業価値向上に対する意欲や士気をより一層高めることなどを目的としてストックオプション制度を導入しており、株主総会で承認された範囲内で、その地位及び役割期待に応じて、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社は、報酬等の総額が1億円以上である取締役が存在しないため、個別報酬の開示はしていません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、2022年6月22日開催の臨時取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては役位等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬及び中長期のインセンティブとしての譲渡制限付株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役の報酬は、その職務に鑑み、固定報酬のみとする。

また、当社の取締役に確定拠出年金掛金(事業主負担分)を支給する場合は、以下に掲げる固定報酬の取扱いに準じて支給する。

2. 固定報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の固定報酬の具体額については、役位、担当職務、貢献度、在任年数に応じて他社水準、

当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 非金銭報酬等の内容及び非金銭報酬等の個人別の報酬の額又は数の算定方法の決定に関する方針

当社の業務執行取締役の非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬とし、役位、担当職務、貢献度、在任年数のほか、当該取締役の固定報酬額、当社株式の保有数等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

4. 固定報酬(金銭報酬)の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、役位、担当職務、貢献度、在任年数のほか、当社の業績、過去に付与した非金銭報酬等、当社株式の保有数等を総合的に勘案して決定するものとする。

5. 取締役に對し報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針

固定報酬については月例とし、譲渡制限付株式報酬の付与については特段の事情がない限り株主総会決議後遅滞なく行うものとする。

6. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長佐藤寛之がその具体的内容について委任を受けるとし、その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額並びに譲渡制限付株式報酬の額及び株式数の決定である。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行きわたるよう、各取締役の固定報酬の額並びに各取締役の譲渡制限付株式報酬の額及び株式数の概要について審議するものとし、代表取締役社長は、この審議内容を尊重するものとする。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対して、取締役会事務局が、取締役会開催日時や決議事項の事前通知を行うとともに事前に資料を提供し、必要に応じて説明を行っております。

また、監査等委員である社外取締役に対して、監査等委員会事務局が監査等委員会開催日時や決議事項の事前通知を行うとともに事前に資料を提供し、必要に応じて説明を行うとともに、監査等委員会の監査業務を補助しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 取締役及び取締役会

取締役会は取締役7名で構成されており、そのうち過半数である4名は独立社外取締役であります。また、取締役のうち2名は女性で、取締役における女性比率は28.6%です。適切な意思決定及び経営監督の実現のため、取締役の選任においては、ジェンダーや職務経験を含む多様性を考慮し、社内及び社外それぞれから豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する者を選任することとしております。独立社外取締役は、客観的かつ中立的な立場から業務執行を監督することによって、取締役会における意思決定の公正化を図っております。取締役会は、原則として毎月1回定時取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、経営及び業務執行に関する重要事項の決定等を行っております。2022年3月期は合計16回開催し、経営課題、内部統制、リスクマネジメント、セキュリティ体制の強化等について議論しております。

(2) 監査等委員会

監査等委員会は監査等委員である取締役3名で構成されており、3名とも独立社外取締役であります。監査等委員である取締役は、独立した立場から、業務執行の適法性及び妥当性の監査・監督を行っております。監査等委員会は、原則として毎月1回定時監査等委員会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況の報告等、監査等委員相互の情報共有を図っております。また当社は、監査等委員会の職務の補助及び支援のため、監査等委員会事務局部門を設置し、スタッフを配置することにより、監査等委員会が十分な機能を発揮できる体制を整備しております。監査等委員長又は監査等委員より命を受けた監査等委員会事務局部門スタッフは、経営会議をはじめとする重要な会議に参加する等、業務執行状況に関する情報を収集し又は意見を述べることであり、実効的な監査・監督を実施できる体制としております。

(3) 内部監査室

当社の内部監査は、内部監査室を設置し専任の担当者1名により実施しております。年間の監査計画に従い、当社の全部署・全拠点に対して法令の遵守状況及び業務活動の効率性等に関する内部監査を実施し、監査結果を代表取締役社長に報告しております。また、監査等委員会及び会計監査人と四半期に1回の三者連絡会を、監査等委員会事務局部門とは週1回の連絡会を開催し、それぞれの監査状況の内容共有及び内部監査の進め方等について話し合い、情報共有を行うことで相互連携を図っております。

(4) 会計監査

2022年3月期において当社の会計監査業務を執行した公認会計士は井上智由、川村英紀の2名であり、いずれも有限責任 あずさ監査法人に所属しております。2018年11月、会計監査人に選任され、会計監査業務に係わる補助者の人数は、2022年3月末現在、公認会計士5名、その他7名であります。

(5) 経営会議

経営会議は代表取締役、常勤取締役、執行役員、本部長で構成されており、原則として週1回開催しております。代表取締役社長の諮問機関として、全般的な業務執行方針及び計画、管理部門・事業部門等の個別重要事案に関する審議や、月次決算の総括をはじめとした業務執行状況の共有を全社横断的に実施しております。

(6) 責任限定契約

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項並びに当社の定款の定めに基づき損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額を最低責任限度額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ること及び透明性の高い経営を行うためのコーポレート・ガバナンス体制構築に取り組んでおります。

その一環として、当社は、2022年6月22日開催の定時株主総会決議により、「監査等委員会設置会社」へと移行いたしました。委員の過半数を社外取締役で構成する監査等委員会が、業務執行の適法性及び妥当性の監査・監督を担うことにより、コーポレート・ガバナンスの実効性をより一層高めてまいりたいと考えております。

当社は上記決議に従い、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置するとともに、日常的に業務を監査する役割として、内部監査室を設置しております。これら各機関が相互に連携することによってコーポレート・ガバナンスの向上に資するものと判断し、この体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主の皆様が議決権行使に必要な議案検討のための時間を十分に確保できるよう、株主への株主総会招集通知については、早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、6月に定時株主総会を開催していますが、より多くの株主が出席しやすいように、他社の集中日を回避した株主総会を設定できるよう努めております。
電磁的方法による議決権の行使	今後の検討課題と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後の検討課題と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(英文)を、当社ホームページ及び東京証券取引所のホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーの作成・公表 当社ホームページ上のIR専用ページにおいて「ディスクロージャーポリシー」を公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会を定期的で開催し、代表取締役社長が業績や経営方針を説明することを検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けの説明会を定期的で開催し、代表取締役社長が業績や経営方針を説明しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後の検討課題と考えております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイト(https://corp.kaonavi.jp/ir/)に決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、または四半期報告書、決算説明資料、株主総会の招集通知等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室が担当部署となっております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では、ステークホルダーとの協働に関する基本方針を定めており、株主、投資家、取引先をはじめとするすべてのステークホルダーの立場を尊重し経営を行うことが重要であると認識し、各ステークホルダーから信用を得られるよう努めてまいります。当社は、リスク・コンプライアンス規程においてコンプライアンス体制を定め、役職員に法令遵守をはじめ、社会的な責任を果たすことを周知徹底しております。また、経営の健全性及び透明性の向上を目的として、迅速かつ公平な情報開示を行い、ステークホルダーの期待に応えるよう企業価値向上に努める方針です。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後の検討課題と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、各ステークホルダーに対し、透明性及び公平性を確保するため、取引所の定める適時開示規則に従い、適時適切な開示を行えるよう努めてまいります。また、当社を理解していただく上で、必要または有用と判断される情報については、積極的に情報開示するよう努めてまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムに関する基本方針は以下のとおりです。
また、整備・運用状況については、基本方針を遵守するべく、運用しております。

1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに当社の業務の適正を確保するため、「リスク・コンプライアンス規程」等を定める。
 - 2) 当社の取締役は、「取締役会規程」に基づき定期的に開催される取締役会において、経営に関する重要事項を決定するとともに、他の取締役の業務執行を相互に監督する。
 - 3) 当社の取締役は、当社に関し重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。
 - 4) 当社の監査等委員会は、「監査等委員会監査等基準」に基づき、取締役の職務執行について監査を行う。
 - 5) 当社は、「内部通報処理規程」に基づき、社内及び社外の通報窓口を設置し、法令遵守上疑義のある行為等を直接通報できる手段を確保する。当該通報を受けた場合は、迅速な調査を実施し、不正行為等の是正及び再発防止措置を講じる等、厳正な対応を行う。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 1) 当社の取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「文書管理規程」ほか社内規則に基づき作成、保存、管理する。
 - 2) 取締役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧することができるものとする。
3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 当社は、リスク管理の基礎として定める「リスク・コンプライアンス規程」に基づき、当社のリスクを横断的に管理するリスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスクマネジメント活動を推進する。
 - 2) 当社は、経営会議等において定期的実施される業務執行状況の報告等を通じ、当社におけるリスクの状況を適時に把握、管理する。
 - 3) 当社の内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、当社におけるリスク管理の状況について監査を行う。
 - 4) 当社は、「個人情報保護基準」等の定めに基づき、機密情報の管理及び個人情報の適切な保護を行う。
4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 当社は、取締役会を原則月1回定期的に開催し、経営状況を共有するとともに、各組織の活動状況を把握し取締役自らの業務執行の効率化を図る。
 - 2) 当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」及び「決裁権限規程」において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。
 - 3) 当社は、経営会議を原則週1回定期的に開催し、当社の様々な課題を早期に発見・共有するとともに、各職務の執行が効率的に行われることを補完する。
5. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 当社は、「リスク・コンプライアンス規程」を、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準とし、全ての役員及び従業員に対し周知徹底を図る。
 - 2) 当社は、「内部通報処理規程」に基づき社内及び社外に通報窓口を設置し、法令遵守上疑義のある行為等を通報できる手段を確保する。当該通報を受けた場合は、迅速な調査を実施し、不正行為等の是正及び再発防止措置を講じる等、厳正な対応を行う。
 - 3) 当社の内部監査部門は、「内部監査規程」及びその他社内規則に基づき内部監査を実施し、当社の使用人の職務における法令、定款及び社内規則の遵守状況並びにその他業務の遂行状況を検証する。
 - 4) 当社の監査等委員及び監査等委員会は、法令、定款及び社内規則等の遵守状況に問題があると認められた場合は、改善策を講ずるよう取締役会に要求する。
6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - 1) 監査等委員会の実効性を高めるために、監査等委員会の職務を補助する機関として、業務執行者から独立した監査等委員会事務局部門を設置し、監査等委員会の職務を補助すべき使用人(監査等委員補助者)として、監査等委員会の同意を得た上で、適切な人材を選任する。
 - 2) 監査等委員補助者は、業務執行者から独立して、監査等委員会の指示・命令に従った会議等への出席を含む情報収集及び調査権限を有するものとし、当該調査等結果を監査等委員会に報告する。
 - 3) 監査等委員補助者の選任、解任、人事異動及び賃金等の改定については、監査等委員会の同意を得るものとし、監査等委員でない取締役からの独立性を確保する。
 - 4) 監査等委員補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないものとする。
 - 5) 監査等委員補助者は、監査等委員会の指揮命令下で監査等委員補助に係る業務を行うものとし、当該業務については、監査等委員でない取締役及び他の使用人からの指揮命令を受けないものとする。

7. 当社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- 1) 当社の取締役及び使用人等は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当社の監査等委員会に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。また、当社の監査等委員会から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても速やかに報告を行わなければならない。
- 2) 当社の内部監査部門は、内部通報窓口に通報があった場合には、「内部通報処理規程」に基づき、当該通報の事実について速やかに監査等委員会に報告しなければならない。
- 3) 当社は、前二項により当社の監査等委員会に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。

8. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社の監査等委員は、当社の経営会議その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べるができる。
- 2) 当社の監査等委員会は、代表取締役及び業務執行取締役と定期的に意見交換を行う。
- 3) 当社の監査等委員会は、内部監査部門及び会計監査人と定期的に情報交換を行い、連携を図る。

9. 当社の監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

当社は、当社の監査等委員会の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保する。

10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置

- 1) 当社は、暴力を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力対応規程」を定める。
- 2) 反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等の外部機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、暴力を駆使して経済的利益を追求する集団または個人である反社会的勢力に対しては、常に危機管理意識を持ち、組織として毅然とした態度で対応することを徹底します。当社は、「反社会的勢力対応規程」において、反社会的勢力に対する基本方針及び関係を排除するための管理体制、社内調査手続き等について規定しております。また、反社会勢力の排除を目的として、弁護士や警察等の外部専門機関との連携に努めており、反社会勢力に関する情報収集・管理及び社内体制の整備強化を推進しております。

その他

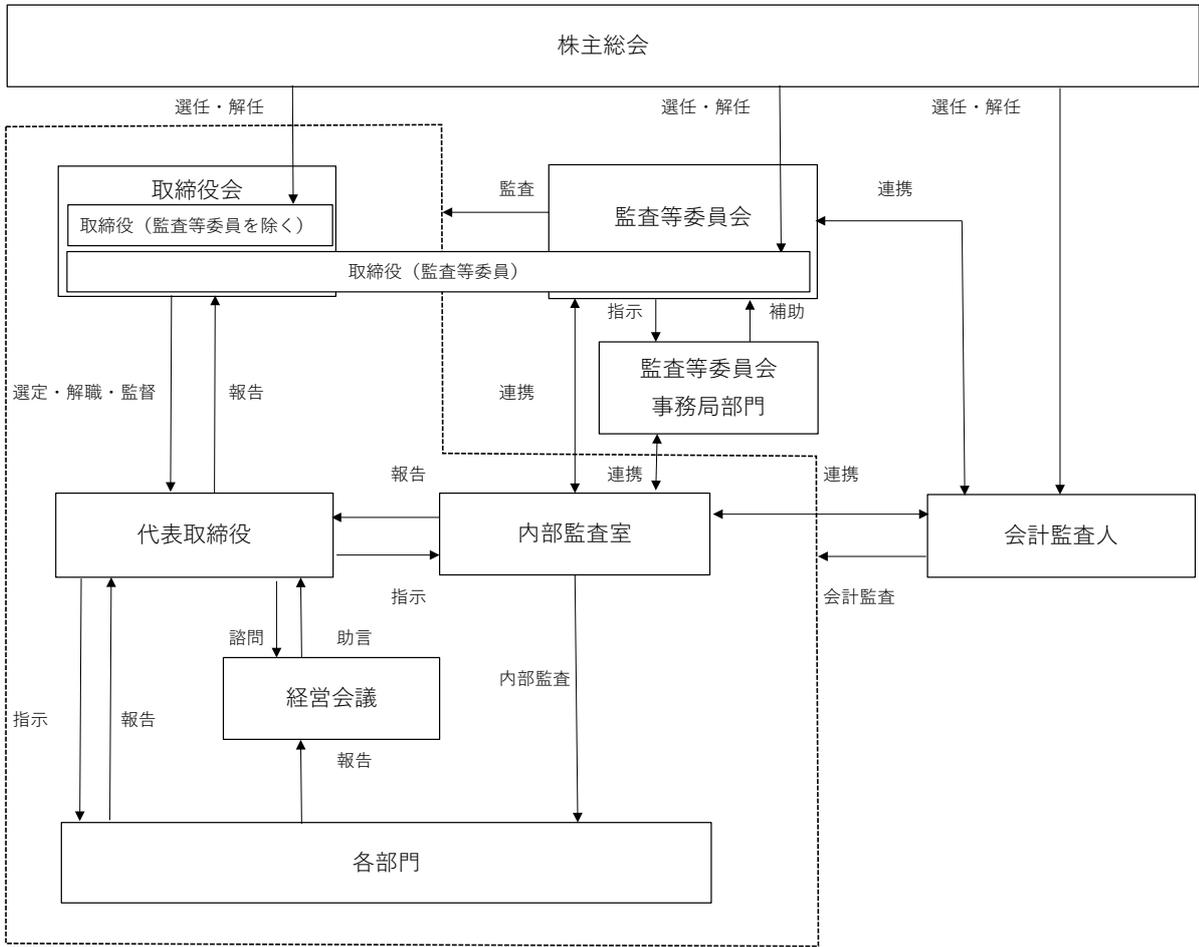
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



【適時開示体制の概要（模式図）】

